

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね2 km以上に大きな噴石が飛散した場合は、4 kmを警戒が必要な範囲としてレベルを引上げ ・火砕流、溶岩流が居住地域に達するか接近している場合は、現象の距離に応じて2.5km以内の居住地域あるいは4 km以内を警戒が必要な範囲としてレベルを引上げ <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の高まり（二酸化硫黄の放出量の増加や山体の膨張、火口及びその周辺で火映がみられる等どれか1つでも）がみられる中で、次の2項目の現象のうち一つでも観測された場合、火口から2.5km以内の居住地域を警戒が必要な範囲としてレベルを引上げ ➢島内の浅い場所（海面下2 km以浅）を震源とする体を感じる地震の発生 ➢連続的な鳴動の発生や新たな場所から多数の噴気発生 <p>上記2項目のいずれかの現象が、山体膨張を示す地盤変動の2015年等に観測された変化を明瞭に超える状況が継続している中で観測された場合、あるいは次の現象が観測された場合、火口から4 kmを警戒が必要な範囲としてレベルを引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な地盤変動（浅部へのマグマ貫入：顕著な隆起、新岳北東山麓観測点で1時間に10 μ rad以上）が発生した場合 	<p>観測データに活動低下が1ヶ月程度認められた場合には、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の検討結果も踏まえながら判断する。</p> <p>地震や地盤変動によるレベル上げの場合は、現象がなくなったのち2週間程度でレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす可能性のある噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火砕流や溶岩流が居住地域へ次第に接近する場合、発生した現象の距離に応じて2.5km以内の居住地域あるいは4 kmを警戒が必要な範囲としてレベルを引上げ <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>レベル2、3の段階で次の2項目の現象のうち一つでも観測された場合、火口から2.5km以内の居住地域を警戒が必要な範囲としてレベルを引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体を感じる地震の発生 ・山麓の浅い場所を震源とするA型地震の多発 <p>上記2項目のいずれかの現象が、山体膨張を示す地盤変動の2015年等に観測された変化を明瞭に超える状況が継続している中で観測された場合、火口から4 kmを警戒が必要な範囲としてレベルを引上げ</p>	<p>観測データの活動低下が1ヶ月程度認められた場合、あるいは、地震によるレベル上げの場合は、現象がなくなったのち2週間程度で、レベルを引き下げる。</p>
3	<p>【火口から概ね2 km以内（全方位）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p><短期間での火山活動の高まり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の多発（30回以上/時間、50回以上/24時間又は30回以上/日が3日以上継続） ・地盤変動（山体隆起の急速な地盤変動：新岳北東山麓の傾斜計で数時間で1 μ rad以上） <p><中・長期にわたる火山活動の高まり></p> <p>山体が膨張する地盤変動（傾斜、GNSS）が発生している。又は2年以内に山体が膨張する地盤変動があり、その地盤変動が維持されている場合に以下の現象が一つでも観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振幅400 μ m/s以上の地震が30日間に複数回あった場合 ・10日間（中期）の地震の回数が100回以上かつ10回以上の日が8日以上あった場合 ・二酸化硫黄の放出量が1日あたり500トン以上が継続か、1,000トン以上になった場合 <p>【火口から概ね2 km以内（全方位）に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね2 km以内に大きな噴石飛散 ・噴火により、空振計で25Pa以上を観測 ・火砕流が西側以外でも1 kmを超えて流下 	<p>「短期間での火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合は、レベル3に達しない活動が概ね1ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。</p> <p>「中・長期にわたる火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合、又はレベル4、5からレベルが下がった場合は、レベル3に達しない活動が概ね2ヶ月（60日）続いたとき、レベルを引き下げる。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごく小規模噴火の発生 <p><短期間での火山活動の高まり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の増加（10回以上/時間、30回以上/24時間又は20回以上/日が2日以上連続した場合） ・火山性微動の多発（継続時間の積算（24時間）が10分以上かつ最大振幅が野池山3観測点で13 μ m/s以上） <p><中・長期にわたる火山活動の高まり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10日間（中期）の地震の回数が100回以上 	<p>「短期間での火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合は、レベル2に達しない活動が概ね1ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。</p> <p>「中・長期にわたる火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合</p>

-
- ・火口及びその周辺で地表面の熱が高まる、二酸化硫黄の放出量が1日あたり概ね100トン以上となるなど、火山活動が高まりつつある場合は、レベル2に達しない活動が概ね2ヶ月（60日）続いたとき、レベルを引き下げる。
- 【火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生】
- 大きな噴石が火口から概ね1km以内に飛散、火砕流が1km以内（西側は2km以内）に流下する小規模噴火の発生
-

- ・ここでの「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上で、レベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
- ・レベル5からレベルを下げる場合には、レベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。